

京都市障害者自立支援協議会「権利擁護部会」 開催概要

開催日：令和元年9月4日（水）

場 所：職員会館かもがわ 大会議室

（事）：事務局 ○：部会委員

1 障害を理由とする差別に関する相談対応事例及び事例を踏まえた取組について 資料1

【障害者差別解消相談対応事例】

<保健福祉局 NO.2>

- 高機能自閉症スペクトラムの方については、大人になってから「何かおかしい」と気付くことがあり、大人になってからどこで受診してもらえればよいかといった相談が、協会にも寄せられる。

協会で付き合いのある個人病院を紹介するが、順番待ちの状態である。精神科医で発達障害の診断ができる医師が少ないと感じるので、増やしてほしい。

子どもであれば、児童福祉センターなどで適切な支援が受けられるが、大人になってから支援が途切れてしまう例も少なくない。継続的に適切な支援機関につながるようにすることも大事である。

- 協会に、身体障害だけではなくて、精神障害や知的障害もある方から手帳の取得に関する相談がある。身体障害については、手帳を取得するためには、指定医の診断が必要と思うが、精神障害や知的障害はどうなっているか。説明に困ることがある。

それぞれに指定医がおり、リスト化されているのであれば紹介もしやすい。

（事）→身体障害については、地域リハビリテーション推進センターで、指定医の事務を担当しており、名簿も公開されていたのではないと思う。（リハセンのHPにて、指定医の名簿は公開されている。）

知的障害については、児童福祉センターで判定を行うので、申請窓口の保健福祉センターを御紹介いただきたい。

- 精神障害者手帳の診断書については、精神科医であれば作成することができる。

ただ、半年以上継続して治療を受けているなどの要件等もあり、継続して受診される中で、本人がどういった所に障害があるのかを診ていくので、一般的には、その方の主治医が、診断書を作成されるのが望ましい。

<環境政策局 NO.2>

- 環境政策局の案件については、担当部署と調整がうまくいかなかったようだが、間に入って調整するような人がいた方がよかったかもしれない。

（事）→担当課との電話連絡後、相談者から障害保健福祉推進室に連絡があり、当室から、「まずは、今、出そうとしているごみの処理について、担当部署と調整されてはどうか」と話し、一旦、納得されたが、再度、担当部署から相談者に調整した内容の話をしたが、結果として、話がこじれてしまったとの報告を受けている。

- 相談を受けて調整をしても、本人と一定の信頼関係を築いた上でないと解決できない事例もある。
- ごみの出し方など、日常生活上の取扱いについて、行政サービスのマニュアルがあれば対応がスムーズに進むことも考えられるが、障害のある人に対する情報提供は、どうされているか。
(事) →京都市では、暮らしの手引きという冊子を配布している。ホームページでも、できる限り平易な内容に置き換えた「やさしい日本語版」の「生活ガイド」のページを作成し、分かりやすい情報提供に努めている。
- 大阪市では、身体障害のある人などについては、自宅までごみ収集に来るサービスがあるが、京都市ではそういったサービスは行われていないか。
(事) →京都市でも同様のサービスを行っているが、手帳所持者すべての人が対象となるわけではなく、福祉サービス利用や同居要件等その人の生活状況を踏まえたものとなっている。

<京都府>

- 4つ目の件に関して、実際に不快な言動を受けたのは、何年か前のことであるが、相談に来られたのはいつか。時間が経つと事実確認が難しい面がある。
(京都府) →相談があったのは平成29年度だが、終結したのは平成30年度である。時間が経つと、事実確認が難しいこともあるが、相談を受けて、大学側でも本件については真摯に受け止めると回答を得られ、相談者にも御理解をいただいた。
- 3つ目の件について、物件をバリアフリー仕様にしないといけないから断られたのか、バリアフリーの物件を見て、本人が希望したが、障害を理由に断られたのか。
(京都府) →本人が物件を見てからではなく、管理会社から各オーナーに対して、車いす使用者からの入居相談がある旨の話をしたが、断られた。物件については、引き続き探している途中でもあり、調整活動は希望されなかったが、相談員が管理会社に訪問し、条例や法について周知を行った。
- 事業者に対する啓発については、個別に行っていくことも大事であるが、業界団体にも情報提供を行うことで、団体を通じて、周知してもらう方法もあると思う。
(事) →京都市では、障害者福祉、医療に関する関係団体に対しては、会議等の場を通じて、法の趣旨や事例などの周知を行っている。
(京都府) →京都府でも、個別の事業者だけでなく、必要に応じて、事案に関わる業界団体、組合にも情報提供を行い、団体を通じた注意喚起をお願いしている。

2 「権利擁護」に関する課題とその解決方法について(情報支援)・・・資料2

- 情報支援について、今、スマートフォンの普及により、文字や音訳による情報提供が容易になってきている。他団体との連絡についても、メールを活用することで、音声読上げにも対応でき、目で見えて分かるので、聴覚障害のある人にも伝えることができる。京都市ではどう取り組まれているか。
(事) →全体で情報共有を図る際に、メールであると、識字障害の方も、音声読み上げ機能を利用して情報を取得されているということも聞いており、有効な方法であると考えている。また、障害のある人にとっ

て、適切な情報の取得方法は異なり、会議等の場においては点字資料を用意するなど、その人に合った方法を確認しながら対応している。

- アセスメントシートを利用してもらう対象は、どこなのか。弁護士会も社会福祉士会とも連携して、その人の今後の生活をどう支援していくか協議しながら進めているが、活用できるものか。

(座長) →主には、支援機関になる。法に触れる行為をした障害のある人に対して、レッテルを貼るのではなく、そうした事実も踏まえ、その人の性格や行動の特徴を記載し、共有を図るものであるので、是非、活用いただければと考える。

- アセスメントシートは、市内の支援機関の中で、統一されているものか。また、誰の責任で管理するのか。

(座長) →それぞれの支援機関でアセスメントシートが作成されており、作成者が管理して実際に支援していく現場において、その人が地域で生活していくための適切な支援について、検討いただく情報の一つになると考える。

- 知的障害のある人で、誰に投票するかを忘れないようにメモを持って行く人もいるが、投票所毎に、確認する所もあれば、ダメと言われる所があると聞く。

【今後の議論の進め方】

当初、平成26年度に各団体から課題を挙げていただき、議論を交わしてきた。しかし、この間、障害者差別解消法や京都市手話言語条例の施行など、障害者を取り巻く環境は変化している。

また、権利擁護部会に、障害者差別解消支援地域協議会の機能を付加したことも踏まえ、京都市や京都府に寄せられた相談事例に限らず、改めて、「障害のある人に対する情報保障・合理的配慮」について、部会内で、今ある課題や取組事例等を共有しながら、部会としてどう取り組んでいくか議論できればと考えている。

改めて、事務局から事例集約の様式を送らせていただき、次回の部会で議論したいと考えている。